【適正かつ緻密な交通事故事件捜査の推進】

交通事故発生！！！

○　飲酒運転、信号無視、無免許運転等の悪質な交通事故事件
○　事故原因の究明が困難な交通事故事件
○　救護義務違反に係る重大事故事件（いわゆる「ひき逃げ」(注)事件）　等

○　組織的かつ重点的捜査を行う体制の整備
○　正確かつ綿密な実況見分及び鑑識活動を行う体制の整備

○　交通事故事件捜査の豊富な経験と知識を有する交通事故事件捜査統括官等が現場に臨場して、初動の段階から捜査を統括
○　科学的な交通事故鑑定の研修を積んだ交通事故鑑識官が現場指揮

注：ひき逃げとは 、交通事故の当事者が道路交通法第72条第1項前段に規定する負傷者の救護措置を怠り、逃走することをいいます。

科学捜査(交通鑑識)

重大事故事件における緻密な捜査

○鑑識官による現場指揮
○精密な実況見分
○客観的証拠資料の収集
○各種機器の整備促進

※3Dレーザースキャナ
レーザー光線を周囲に照射することで、事故現場における道路構造や路面の痕跡、遺留品の散乱状況等を自動的かつ正確に計測し、三次元点群データを作成する機器

鑑識官養成専科教養の実施

○交通事故の科学的解析教養

○衝突実験に基づく鑑定研修

○交通工学の基礎教養

○鑑識官への登用

新たな鑑識技術の確立

○裁判員裁判を見据えた新たな鑑識技術の確立
○車両搭載機器の分析
○防犯カメラ、ドライブレコーダー等映像資料の活用

※ドライブレコーダー

常時録画式交差点カメラの設置促進

○交差点内の交通事故を録画
～適正な事実認定等が可能

○国民（事故当事者）の負担軽減
～実況見分や目撃者捜査等の省力化

○ひき逃げ捜査、車両使用した各種犯罪対策等に活用
～交差点カメラ設置交差点を通過した車両の確認が可能

※常時録画カメラの画像

交通事故被害者等の支援

○　交通事故被害者等の心情に配慮した相談活動

交通事故被害者等に対して、刑事手続の流れ、損害賠償を求める手続、各種相談窓口等について説明を行うなどの相談活動を推進しています。

○　交通事故被害者等に対する適切な情報の提供等

ひき逃げ事件、死亡事故、危険運転致死傷罪の適用が見込まれる事件等を中心として、交通事故被害者等に対して、捜査への支障の有無等を勘案しつつ、できる限り、交通事故事件の概要、捜査経過、被疑者の検挙等に関する情報の提供に努めています。